

都001	項目名	住宅小規模リフォーム助成事業費(地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業)
------	-----	---

予算書項目	民間住宅整備支援費	ページ	13
-------	-----------	-----	----

所属名	都市整備部 建築住宅課
-----	----------------

年度	H26
----	-----

会計名	
一般会計	
款	土木費
項	住宅費
目	住宅管理費

(単位:千円)

補正前額	0
------	---

要求額	60,382
-----	--------

総務部長段階査定額	60,382
-----------	--------

市長段階査定額	60,382
---------	--------

区分	補正額
財源内訳	
国・県支出金	58,000
地方債	0
その他	0
一般財源	2,382
計	60,382

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
諸収入	0
その他	0

行財政改革課処理欄

### 事業の概要

(地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業 地域消費喚起・生活支援型)

【問合せ先】住宅係 0857-20-3291

【9次総の施策体系】4204

【事業の経過及び背景】

生活の基盤となる住環境の整備は、定住化促進のための重要な要素であるが、景気の低迷で住環境の整備は進んでいるとは言えない状況にある。また、地域経済の低迷が続く中で、活性化に向けた緊急な取り組みが求められている。

【事業の目的及び効果】

国における「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の創設に呼応し、居住環境の向上に対するニーズを前倒しで取り組むことで、緊急的に地域経済の活性化を図る。

【事業の内容】

市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成する。

- ・市内の施工業者を利用すること
- ・工事費が20万円以上のもの
- ・助成金の交付決定後に着手し、平成28年3月31日までに工事が完了するもの
- ・助成工事に係る経費の10%（上限20万円、千円未満の端数切捨て）

※ただし、次に該当する場合には、上限を30万円とする

- ①満18歳未満の子どもを養育する世帯（子育て世帯）
- ②障がい者がいる世帯
- ③満65歳以上の高齢者がいる世帯